

新規公開に係る不動産投資信託証券の 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される不動産投資信託証券（以下「新規公開REIT」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開REITのお取引は、主に募集または売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開REITは、投資者の資金を主として不動産等に投資し、賃料収入や売却益等の投資成果を投資者に還元することを目的とする投資信託の受益証券または投資法人が発行する投資証券であり、金融商品取引所への上場後は、不動産投資信託証券相場の変動や当該発行者等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料等の諸費用について

- 新規公開REITを購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 新規公開REITのお取引にあたっては、株式相場、不動産投資信託証券相場、金利水準、不動産相場等の変動や、不動産投資信託証券の裏付けとなっている不動産等（以下「裏付け資産」といいます。裏付け資産が投資信託、投資証券、預託証券、信託受益権等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。）の価格や評価額の変動に伴い、新規公開REITの上場後の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 新規公開REITの発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、新規公開REITの上場後の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開REITのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 新規公開REITのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開REITに係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開REITのお取引については、以下によります。

- 新規公開REITの募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 新規公開REITの売出し

新規公開REITに関する租税の概要

新規公開REITの募集または売出しに際して課税はされません。

なお、上場後のREIT（以下「上場REIT」といいます。）に係る課税は次のとおりです。

個人のお客さまに対する上場REITの課税は、以下によります。

- 上場REITの譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 上場REITの分配金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- 上場REITの分配金、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。ただし、NISA口座での譲渡損失は、損益通算/繰越控除の対象外です。

法人のお客さまに対する上場REITの課税は、以下によります。

- 上場REITの譲渡による利益及び分配金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

詳細につきましては、税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開REITのお取引や保護預りを行う場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- お取引に際しては、原則として、当該ご注文に係る代金の全部または一部（前受金）をあらかじめお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規公開REITのお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

当社の概要（2024年1月31日現在）

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,350億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2009年6月

お問い合わせ先

ご不明点等は、日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

日興コンタクトセンター  **0570-017-250** (受付時間: 平日8:30~17:30)

※ナビダイヤルは通話料が発生します。発信者番号を通知の上おかけください。